１９　議員報酬に関する規定

○　地方自治法

〔報酬及び費用弁償〕

第二百三条　普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

②　前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

③　第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④　普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤　報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

〔給料、旅費及び諸手当〕

第二百四条　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

②　普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③　給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

〔給与その他の給付〕

第二百四条の二　普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

20 地方議会議員の報酬の状況（平成16年4月1日）

区　　分	平均報酬月額（千円）
都　道　府　県	839
政令指定都市	878
市	437
特　別　区	610
町　　村	219

（注）議長及び副議長を除く議員１人当たりの平均報酬月額を算出している。

資料：地方公務員給与の実態（総務省）

２１　国会議員と地方議会の比較（給付関係）

国　　会	地　　方　　議　　会
[憲法] 歳　費　§49　両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。 [国会法] 歳　費　§35　議員は、一般職の国家公務員の最高の給料額より少くない歳費を受ける。 退職金　§ 36　議員は、別に定めるところにより、退職金を受けることができる（支給されていない） 通信費　§ 38　議員は、公の書類を発送し、及び公の性質を有する通信をなす等のため、別に定めるところにより手当を受ける。 [国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律] 歳　費　（§１）　議長は内閣総理大臣並（2,227千円） 副議長は国務大臣並　（1,626千円） 議員は政務官並　（1,328千円） 派遣旅費（§８）　日額19,200円（議長は22,100円）のほか、鉄道賃、船賃及び航空賃（日当はなし） 議会雑費（§８の２）　役員、特別委員長、参議院調査会長は、開会中に限り日額6,000円 通信交通費（§９）　月額１００万円（非課税） 特殊乗車券（§１０の２）ＪＲ乗車券及び航空券 期末手当（§１１の２）　歳費月額×1.45×一般職の例による一定の割合(3.30) 弔意金（§１２）　歳費月額×１６ヶ月分 特別弔意金（§１２の２）職務に関連して死亡した場合 歳費月額×４ヶ月分 公務災害補償（§１２の３） [国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律] 立法事務費（§１）　１人あたり６５万円	[地方自治法] 報　酬　§ 203 ①　普通地方公共団体は、その議会の議員の対し、報酬を支払わなければならない。 費用弁償　§ 203 ③　第１項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。 甲地については　13,100円～19,100円 乙地については　11,800円～17,200円 ほかに日当　2,600円～　3,800円 期末手当　§ 203 ④ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。 § 203 ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額及びその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。 [地方公務員災害補償法] 非常勤の地方公務員に係る補償制度（§ 69） [地方自治法] 政務調査費（§ 100⑬）

22 議会の平均開催会期日数(平成15年)

(単位:日)

区分	平均開催日数	定例会	臨時会
都道府県	87.2	86.1	1.1
市	77.0	74.0	3.0
町村	39.7	35.3	4.4

資料:全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、町村議会議長会

23 定例会の開催例

愛知県(人口規模700万～800万・議員数102人)における
平成17年2月定例議会審議日程

(単位:人)

月 日	曜	日程	質問者数	傍聴者数
2月23日	水	本会議〔開会〕(午前10時)		11
24日	木	議案説明会〔企画環境関係〕(午前10時) 議案説明会〔健康福祉関係〕(午後 1時)		
25日	金	議案説明会〔産業労働関係〕(午前10時) 議案説明会〔農林水産関係〕(午後 1時)		
26日	土			
27日	日			
28日	月	議案説明会〔建設関係〕(午前10時) 議案説明会〔文教関係〕(午後 1時) 議会運営委員会理事会(議案説明会終了後)		
3月 1日	火	議案説明会〔警察関係〕 (午前10時) 議案説明会〔総務県民関係〕(午後 1時)		
2日	水	本会議〔代表質問〕(午前10時)	3	262
3日	木	本会議〔一般質問〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(午後休憩時)	7	341
4日	金	本会議〔一般質問〕(午前10時)	7	246
5日	土			
6日	日			
7日	月	本会議〔一般質問・議案質疑〕(午前10時)	(一般) 5 (議案) 3	82
8日	火	本会議〔議案質疑〕(午前10時) 総務・政審会長会議(昼休憩時)	19	13
9日	水	本会議〔議案質疑・委員会付託〕(午前10時)	11	9
10日	木	委員会〔補正予算等早く議決を要する議案の審査〕(午前10時) 議会運営委員会(委員会終了後) 本会議(概ね午後1時)		8
11日	金	委員会〔企画環境・健康福祉・産業労働・農林水産 建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)		
12日	土			
13日	日			
14日	月	委員会〔企画環境・健康福祉・産業労働・農林水産 建設・文教・警察・総務県民〕(午後1時)		
15日	火			
16日	水	議会運営委員会(午前11時30分) 総務・政審会長会議(概ね午後2時)		
17日	木			
18日	金	本会議〔閉会〕(午前10時) 議会運営委員会理事会(本会議終了後)		353
			会期	24日

(注)議員定数は、106名、平成17年4月1日現在議員数102名。

資料:総務省調

宮崎県宮崎市(人口規模30～50万人・議員数41人)における平成17年2月定例会審議内容

(単位:人)

月　日	曜	日　　程	質問者数	傍聴者数
2月 28日	月	本会議・委員会(付託案件の審査)・全員協議会	1	1
3月 1日	火	休会		
2日	水	休会		
3日	木	休会		
4日	金	休会		
5日	土	休会		
6日	日	休会		
7日	月	本会議〔一般質問〕	5	89
8日	火	本会議〔一般質問〕	4	13
9日	水	本会議〔一般質問〕	4	82
10日	木	本会議〔一般質問〕	4	37
11日	金	本会議・委員会(付託案件の審査)	1	
12日	土	休会		
13日	日	休会		
14日	月	委員会(付託案件の審査)		
15日	火	委員会(付託案件の審査)		
16日	水	委員会(付託案件の審査)		
17日	木	休会		
18日	金	本会議		11
		会期　　19日		

(注1)　議員定数は42人。平成17年4月1日現在議員数41人。

(注2)　常任委員会として総務財政委員会、文教民生委員会、建設企業委員会及び市民経済委員会が設置されている。

資料:総務省調

秋田県能代市（人口規模５万～１０万・議員数２６人）における平成１７年３月定例会審議日程

（単位：人）

月　日	曜	会　議　内　容	発言者数	傍聴者数
３月２日	水	本会議（提案説明）・議会運営委員会	議運　９	
３日	木	休会		
４日	金	休会		
５日	土	休会		
６日	日	休会		
７日	月	本会議（一般質問）	５	１７
８日	火	本会議（一般質問）・議会運営委員会	本会議　４ 議運　９	１８
９日	水	本会議（議案の質疑）	８	
１０日	木	本会議（議案の質疑）	１１	１
１１日	金	休会		
１２日	土	休会		
１３日	日	休会		
１４日	月	常任委員会	２６	
１５日	火	常任委員会	２６	
１６日	水	常任委員会	１４	
１７日	木	休会		
１８日	金	休会		
１９日	土	休会		
２０日	日	休会		
２１日	月	休会		
２２日	火	休会		
２３日	水	本会議（議決）・議会運営委員会	本会議１２ 議運　９	
			会期　２２日	

（注１）議員の定数は２６人（現員も同じ）。

（注２）常任委員会は総務企画委員会、文教民生委員会、環境産業委員会、建設委員会が設置されており、１４日と１５日は４常任委員会が開催され、１６日は総務企画委員会と文教民生委員会が開催された。

資料：総務省調

北海道枝幸町(人口規模5千～1万・議員数16人)における
平成17年3月定例会審議内容

(単位:人)

月　日	曜	日　　程	質問者数	傍聴者数
3月 9日	水	本会議・議会運営委員会	一般質問 4 その他 1	9
10日	木	本会議	その他 5	0
11日	金	本会議	その他 10	5
12日	土	休会		
13日	日	休会		
14日	月	本会議	その他 10	0
15日	火	本会議	その他 4	1

会期　　7日

(注1)　議員定数は16人。平成17年4月1日現在議員数16人。
(注2)　常任委員会として総務常任委員会、社会文教常任委員会及び産業建設常任委員会が設置されている。
(注3)　予算審議については、本会議休憩中審議としている。
(注4)　その他は、条例、予算等の質問者である。

資料:総務省調

２４　都道府県議会における常任委員会の設置状況
（平成１６年７月１日現在）

（単位：%）

区　分	都道府県	
	団体数	構成比
未設置	－	－
２委員会	－	－
３委員会	－	－
４委員会	１０	２１．３
５委員会	６	１２．８
６委員会	２１	４４．７
７委員会	２	４．２
８委員会	７	１４．９
９委員会	１	２．１
計	４７	１００．０

資料：全国都道府県議会議長会調

２５　市町村議会における常任委員会の設置状況

（単位：%）

区　分	市		町　村	
	団体数	構成比	団体数	構成比
未設置	－	－	１３	０．５
１委員会	－	－	８	０．４
２委員会	１１	１．６	１，０３８	４３．２
３委員会	２９２	４２．６	１，２８９	５３．６
４委員会	３４１	４９．７	５６	２．３
５委員会	２６	３．８		
６委員会	１５	２．２		
７委員会	－	－		
８委員会	１	０．１		
計	６８６	１００．０	２，４０４	１００．０

（注１）市の計数は平成１５年１２月３１日現在のものである。
（注２）町村の計数は平成１６年１０月１日現在のものである。

資料：【市】市議会の活動に関する実態調査（全国市議会議長会）
【町村】議会の組織・構成・議員報酬等に関する調（全国町村議会議長会）

26　予算審議のため特別委員会を設置している都道府県の状況

【平成17年4月1日現在】

都道府県名	正式名称
北海道	予算特別委員会
青森県	予算特別委員会
岩手県	予算特別委員会
宮城県	予算特別委員会
埼玉県	予算特別委員会
東京都	予算特別委員会
福井県	予算特別委員会
三重県	予算決算特別委員会
滋賀県	予算特別委員会
京都府	予算特別委員会
兵庫県	予算特別委員会
奈良県	予算特別委員会
和歌山県	予算特別委員会
広島県	予算特別委員会
福岡県	予算特別委員会
大分県	予算特別委員会
鹿児島県	予算特別委員会
沖縄県	予算特別委員会

計　18団体

資料：総務省調

27 市における夜間、休日議会の開催例

【平成15年1月1日～12月31日】

市名	開催月日	会議名	種別	開催内容	傍聴者数
稚内	3月5日	本会議	夜間議会	代表質問（18時開始）	17人
	3月6日	本会議	夜間議会	代表質問（19時開始）	21人
士別	3月16日	予算審査特別委員会	休日議会	一般・特別及び企業会計予算について、条例の改正及び制定について	28人
伊達	6月10日	本会議	夜間議会	一般質問（2名）（18時開始）	16人
	9月10日	本会議	夜間議会	一般質問（2名）（19時開始）	18人
鹿角	9月16日	一般質問	夜間議会	3名の議員が一般質問、18時～21時	50人
上山	3月2日	本会議	休日議会	一般質問	93人
	9月7日	本会議	休日議会	一般質問	42人
十日町	12月6日	平成15年第4回定例会	休日議会	一般質問	53人
羽咋	12月14日	12月定例会本会議質問	休日議会	7人の議員が質問に立った	79人
北茨城	9月7日	第3回定例会一般質問	休日議会	一般質問	49人
台東	2月22日	本会議	休日議会	代表質問	42人
熱海	3月1日	3月定例会第1日	休日議会	議案の上程	0人
泉佐野	11月29日	第3回（11月）臨時市議会	休日議会	議会の議員の報酬及び費用弁償等についての条例の一部を改正する条例制定について、特別職の職員で常勤のものの給与についての条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与についての条例の一部を改正する条例について、泉佐野市病院事業管理者の給与についての条例の一部を改正する条例制定について、議会の議員の報酬及び費用弁償等についての臨時措置条例の一部を改正する条例の制定について	0人
大東	3月9日	第1回定例会	休日議会	施政方針に対する代表質問について	84人
	9月24日	第3回定例会	夜間議会	一般質問	66人

27 市における夜間、休日議会の開催例

【平成15年1月1日～12月31日】

市名	開催月日	会議名	種別	開催内容	傍聴者数
羽曳野	3月8日	第1回定例市議会第2日目	休日議会	市政運営方針に対する各会派代表質疑	20人
綾部	3月7日	日曜議会	休日議会	3月定例会一般質問(代表質問)初日に開催、平成11年度から毎年開催。議場に入りきれない傍聴人のために専用モニターを設置。聴覚障害者のために手話通訳、パソコン要約筆記を実施。	92人
三次	3月9日	3月定例会	休日議会	一般質問	43人
	6月22日	6月定例会	休日議会	一般質問	80人
	9月20日	9月定例会	休日議会	一般質問	65人
	12月6日	12月定例会	休日議会	一般質問	44人
小松島	9月14日	9月定例会	休日議会	質疑・一般質問	26人
飯塚	9月21日	休日議会	休日議会	一般質問	64人
甘木	10月23日	市町村合併特別委員会	夜間議会	市町村合併について(19時開始)	190人
鹿島	9月10日	9月定例会一般質問1日目	夜間議会	一般質問2人(希望者から抽選)(18時開催)	190人
水俣	12月9日	12月第5回定例会	夜間議会	一般質問(18時開始)	40人
	12月10日	12月第6回定例会	夜間議会	一般質問(18時開始)	30人
	12月11日	12月第7回定例会	夜間議会	一般質問及び質疑(18時開始)	77人
小林	3月9日	平成15年度第2回定例会	休日議会	一般質問	60人
えびの	9月7日	9月定例会	休日議会	本会議、一般質問	43人
大口	9月7日	本会議	休日議会	一般質問	28人

資料:市議会の活動に関する実態調査結果(全国市議会議長会)

２８　町村における夜間、休日議会の開催状況

通常、議会は、会議規則で休日は休会と定められているが、特に、住民の傍聴等の利便を考慮し、休日及び夜間に開催した事例は次のとおりである。

区　分	事例別	
	日曜日・休日	夜　間
本会議	１０４町村　延１４７日	３０町村　延　４７日
委員会	３８町村　延　４８日	２０町村　延　６６日

（注）平成１５年１月１日から平成１５年１２月３１日までのものである。

資料：第５０回町村議会実態調査の概要（全国町村議会議長会）

29 都道府県議会議員による条例案の提出状況

	委員会条例								議会議員定数条例								その他条例								合計							
	提出件数	原案可決	修正議決	否決	継続審議	審議未了	議決不要	撤回	提出件数	原案可決	修正議決	否決	継続審議	審議未了	議決不要	撤回	提出件数	原案可決	修正議決	否決	継続審議	審議未了	議決不要	撤回	提出件数	原案可決	修正議決	否決	継続審議	審議未了	議決不要	撤回
平成13年	18	18	0	0	0	0	0	0	9	7	0	2	0	0	0	0	126	122	0	2	0	0	0	2	153	147	0	4	0	0	0	2
平成14年	21	21	0	0	0	0	0	0	47	38	0	9	0	0	0	0	111	99	0	7	2	0	0	3	179	158	0	16	2	0	0	3
平成15年	33	33	0	0	0	0	0	0	15	14	0	0	0	0	1	0	91	74	0	8	0	3	0	6	139	121	0	8	0	3	1	6
平成16年	63	63	0	0	0	0	0	0	62	55	0	7	0	0	0	0	75	67	2	5	1	0	0	0	200	185	2	12	1	0	0	0

資料：議員提出条例に関する調べ（全国都道府県議会議長会）

30　都道府県における地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の状況（平成15年4月1日現在）

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
北海道	北海道議会の議決事件に関する条例	S33.11.1	1．一般職に属する道職員又は道の機関に所属する職員（雇用人及び嘱託を含む。）のうち、定数につき法令に特別の規定がないものの定数に関すること。 2．北海道人事委員会に出頭する証人等の費用弁償に関すること。 3．北海道電気事業償却資産に対する特別減価償却の実施に関すること。	
青森県	青森県議会の議決すべきものを定める条例	S24.9.6	1．県職員のうち、法律又は政令により、その定数を条例で規定するものとされているものを除くものの定数を定め又は改廃すること。 2．県職員のうち法令により官吏分限令を準用するものとされているものを除くものの分限に関すること。 3．県職員の定数を条例であらたに定め改廃する改廃することにより課員となった場合、退職する県職員の退職手当に関すること。	
岩手県	県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例	H15.10.9	知事その他の執行機関は、基本計画等の策定、変更（次に掲げる事項に係る場合に限る。）又は廃止するに当たっては、次に掲げる事項について、議会の議決による承認を経なければならない。 1．基本計画等の推進に係る基本構想に関すること。 2．基本計画等の実施期間に関すること。 3．基本計画等の実施に関する主要な目標のうち、県行政の推進上特に重要と認められるものに関すること。 4．前3号に掲げるもののほか、基本計画等の実施に関し、必要な施策又は施策の主要な実施方法の概要	
宮城県	県議会の議決すべきものを定める条例	S24.7.11	1．宮城県職員定数の定め又は改廃に関すること 2．宮城県職員定数を条例で新たに定め又は改廃することにより過員となった場合、職員の分限に関すること。 3．宮城県職員定数を条例で新たに定め又は改廃することにより過員となった場合、退職する宮城県職員の退職手当に関すること。	
	宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例	H15.4.1	1．県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向　を総合的かつ体系的に定めつ計画の策定、変更、廃止。 2．県行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画の策定、変更、廃止。	
秋田県	地方自治法第96条第2項に基づく議決事件指定条例	S33.10.6	人事委員会の求めにより出頭した証人の費用弁償に関すること	
千葉県	千葉県議会の議決に附すべき事項を定める条例	S27.11.7	1．公安委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 2．労働委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 3．漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 4．人事委員会の事務部局の職員の定数に関する事項 5．漁業調整委員会の求めに応じ出頭した者の費用弁償の支給に関する事項	
東京都	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S26.9.22	1．生業資金の貸付に関すること。 2．東京都人事委員会の審査に出頭する証人等の費用弁償に関すること。	
神奈川県	議会の議決に付すべき事件等に関する条例	S42.1.1	1．地方労働委員会の事務局の職員の定数を定めること 2．神奈川海区漁業調整委員会の事務局の職員の定数を定めること。	
新潟県	地方自治法第96条第2項に関する条例	S24.8.25	1．県費支弁職員の定数を定めること。（法令で特　段の定めのあるものを除く。） 2．県費支弁職員の退職手当を定めること。	
石川県	議会の議決すべき事件の指定に関する条例	S24.8.11	知事、議会、各委員会の事務局職員の定数及び分限並びに退職手当に関すること。	

都道府県名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
福井県	職員に関する議決事項指定条例	S29.10.10	職員（常時勤務に服しない者および臨時の職の者を除く）の定数を定めること。 １．地方労働委員会の事務部局の職員 ２．海区漁業調整委員会の事務部局の職員	
愛知県	議決事件指定条例	S39.3.27	名古屋港管理組合の設立に伴い、愛知県が名古屋市及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産その他の事項に関する協定	
三重県	三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例	H13.4.1	１．県行政全般に係る将来の目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示した計画 ２．前記１に掲げるもののほか、県行政の基本的な施策に係る計画（法令又は他の条例の定めのあるものを除く。）	１及び２とも、計画期間が５年を超えるものに限る。
	県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例	H14.10.1	１．法人に対する県の出資の割合が４分の１以上になる場合の出資又は出えん ２．４分の１出資法人に対する出資又は出えんにより県の出資の割合が２分の１以上になる場合の出資又は出えん ３．７千万円以上の出資、出えん又は信託（地方自治法第２３５条の４第１項の規定による歳計現金の保管及び同法２４１条第２項の規定による基金の運用の場合を除く。）	１、２及び３とも、法令に定めのある場合を除く。
滋賀県	滋賀県議会の議決事件を定める条例	H13.1.6	１．地方労働委員会および漁業調整委員会の事務部局の職員（常時勤務に服しない者、２月以内の機関を定めて雇用される者、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第2項の規定により臨時的に任用される者および休職者を除く。）の定数は、条例をもって定めること。 ２．地方公務員法およびこれに基づく条例または人事委員会の定める規則により、人事委員会の喚問を受け出頭した証人その他関係者に対する 旅費の支給については、条例をもって定めること。 ３．発電事業を行いまたは廃止しようとすること。 ４．水資源開発促進法(昭和36年法律第217号)第３条第１項または第４条第１項の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとすること。 ５．水資源開発公団法(昭和36年法律第218号)第19条第２項または第21条の規定に基づき、知事が国土交通大臣に意見を述べようとすること。	第５号 H15.7.25 改正
兵庫県	地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S39.3.31	１件２，０００万円以上の出資又は出捐	
奈良県	議会の議決すべき事件に関する条例	S24.7.14	１．県費支弁職員の定数を定めること。 但し法令に別段に定めあるものを除く。 ２．県費支弁職員の退職手当を定めること。 但し法令に別段の定めあるものを除く。 ３．吏員以外の県費支弁職員の分限を定めること。 但し法令に定めあるものを除く。	
和歌山県	議会の議決を要する事件の指定に関する条例	S28.4.7	１．地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第5項の規定により人事委員会に出頭した証人の実費弁償に関すること。 ２．地方公務員法第3条第3項に規定する特別職に属する職員の退職手当に関すること。 ３．道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条第3項の規定により公安委員会に出頭した参考人及び関係人の実費弁償に関すること。 ４．警察法(昭和29年法律第162号)第55条に規定する県の警察職員のうち警視正以上の階級にある警察官の旅費に関すること。 ５．投票管理者、開票管理者、投票立会人および開票立会人の報酬および費用弁償の額の基準に関すること。	
鳥取県	鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	H14.9.20	１．希少野生動植物保護基本方針の策定・変更 ２．特定希少野生動植物の種の指定・指定解除	
	鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例	未施行	周辺整備事業の限度額の増額	
	鳥取県男女共同参画推進条例	H13.4.1	１．男女共同参画計画の策定・変更 ２．男女共同参画推進員の任命 ３．男女共同参画推進員の解職	

都道府県名	条　例　の　名　称	施行年月日	議　決　す　べ　き　事　件	備　　考
岡山県	岡山県議会の議決すべき事件を指定する条例	S24. 8. 5	１労働委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 ２主要農作物種子法(昭和27年法律第131号)施行のための条例を制定すること。 ３海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 ４法令の規定に基き県の機関の求めに応じて出頭した証人，参考人，鑑定人等の費用弁償(法令の規定により条例で定めるべき旨を規定している場合を除く。)の額及び支給方法に関すること。 ５１件500万円以上の出資及び出捐に関すること。	
広島県	広島県議会の議決すべき事件に関する条例	S44. 3. 25	１海区漁業調整委員会の事務部局の職員の定数に関すること。 ２人事委員会が喚問した証人に対する費用弁償に関すること。 ３司法警察職員に出頭を求められた被疑者以外の者に対する費用弁償に関すること。	
徳島県	徳島県議会の議決すべき事件を定める条例	S54. 3. 26	電気事業法（昭和39年法律第170号）第22条第1項の規定により経済産業大臣に届け出る売電料金の額、売電の期間及び売電料金の徴収の方法に関すること。	
香川県	香川県議会議決事項指定条例	S24. 7. 1	１知事、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、教育委員会等の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員のうち地方自治法第百七十二条第三項第百九十一条第二項第二百条第二項及び教育委員会法第四十五条第三項第六十六条第二項の規定によりその定数を条例で定める職員以外の職員及び議会の事務部局の職員の定数に関する事項 ２前号の職員（議会の事務部局の職員を除く）の分限に関する事項 ３退職手当に関する事項	
愛媛県	県議会の議決すべき事件に関する条例	S24. 8. 3	１．選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、教育委員会等の事務部局の職員及び学校その他の教育機関の職員のうち、地方自治法第191条第2項、第200条第2項及び教育委員会法第45条第3項、第66条第2項の規定によりその定数を条例で定める職員以外の職員の定数を定めること。 ２．議会、公安委員会、及び漁業調整委員会等の事務部局の職員の定数を定めること。 ３．地方公務員法第8条第5項の規定に基づいて人事委員会が証人等を喚問するときの費用弁償について定めること。 ４．農業委員会法第34条において準用する第18条の規定による、愛媛県農業委員会の委員及び専門調査員に対する報酬及び費用弁償について定めること。	

31　市における地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の状況（平成15年4月1日現在）

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
北海道	札幌市	札幌市議会の議決すべき事件に関する条例	H10.7.23	・電力報償契約の締結又は解除	
	旭川市	旭川市議会の議決すべき事件に関する条例	S35.7.11	市が株式会社旭川振興公社の株主総会において、次に掲げる事項について議決権を行使すること。 ・定款の変更 ・取締役、監査役の選任 ・会社の解散 ・会社の合併	
	釧路市	釧路市議会の議決すべき事件に関する条例	S35.6.20	市が株式会社釧路振興公社の株主総会において、次に掲げる議決権を行使すること。 ・定款の変更 ・監査役１名の選任 ・会社の解散 ・会社の合併	
	北見市	北見市名誉市民条例に関する条例	S36.10.10	・名誉市民は、市長の推薦により議会が決定する。	
	苫小牧市	苫小牧市議会の議決事件に関する条例	S48.11.1	・苫小牧東部開発に関する基本方針	
	稚内市	稚内市功労者表彰条例	S33.2.10	・稚内市功労者表彰に関すること	
		稚内市名誉市民に関する条例	S34.3.10	・稚内市名誉市民に関すること	
	芦別市	芦別市議会の議決すべき事件に関する条例	S40.9.20	・市道に国の林道を設置すること	
	三笠市	三笠市議会委員会条例	S42.4.1	・特別委員会の設置及びその定数に関すること	
	滝川市	滝川市議会の議決すべき事件に関する条例	S46.4.1	市が株式会社滝川新興公社の株主総会において、次に揚げる事項につき議決権を行使すること。 ・定款の変更 ・監査役の選任 ・会社の解散 ・会社の合併	
	砂川市	株式会社砂川振興公社に関し議会の議決すべき事件を定める条例	H10.12.21	・株式会社砂川振興公社に関すること	
	歌志内市	歌志内市議会の議決事件に関する条例	S59.2.21	歌志内市が株式会社歌志内振興公社の株主総会において、次に掲げる事項につき議決権を行使すること。 ・定款の変更 ・会社の合併 ・会社の解散	
北海道	富良野市	株式会社富良野振興公社に関し、議会の議決すべき事件を定める条例	S41.10.15	・株式会社富良野振興公社の定款変更、会社の合併、会社の解散に関すること。	
岩手県	北上市	北上市議会の議決すべき事件を定める条例	H3.4.1	姉妹都市及び友好都市の提携をすること。	
	江刺市	江刺市議会の議決すべき事件を定める条例	S53.12.14	姉妹都市の提携に関すること 核兵器廃絶希求都市宣言に関すること。	
秋田県	秋田市	地方自治法第９６条第２項の規定に基づく議決事件指定条例	S24.10.28	市職員のうち法令によりその定数を条例で規定するものとされたいるものを除く職員の定数を定めること。	
	能代市	能代市名誉市民条例	S50.3.11	能代市名誉市民の選定に関すること。	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
秋田県	横手市	地方自治法第９６条第２項の規定に基づく議決事項指定条例	S39.4.1	１．次に掲げる職員の定数を定めること。 （１）市役所の職員中吏員を除くその他の職員 （２）議会の事務局長及び書記を除くその他の職員 （３）削除 （４）消防の職員中消防吏員を除くその他の職員 （５）図書館の職員、司書、司書補及びその他の職員 （６）公民館の職員、主事、書記又は嘱託 （７）公立横手病院職員中吏員を除くその他の職員 ２．職員の分限規定を定めること。 ３．職員の退職手当並びにその支給方法を定めること。 ４．旧来の慣行により住民中特に使用する権利がある財産又は公の施設の処分の件。 ５．農業委員会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関すること。 ６．国民健康保険運営協議会の委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関すること。 ７．民生委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関すること。 ８．民生委員推薦委員会の委員の給与に関すること。 ９．地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３号に掲げる職員の給与に関すること。	
	大曲市	地方自治法第９６条第２項の規定に基づく議決事件指定条例	S47.12.26	農地及び農業用施設災害復旧事業の市営施行に関すること。	
	鹿角市	議会の議決すべき事件を定める条例	S47.7.4	地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第４３３条第３項の規定により出席した関係者の実費弁償に関すること。	
山形県	山形市	名誉市民に関する条例	S29.3.13	適用範囲特典及び待遇名誉失墜に伴う措置	
		山形市情報公開条例	H9.12.24	審査会の組織等	
茨城県	下館市	下館市名誉市民条例	S37.12.21	本市の市民又は本市に縁故の深い者で、本市に貢献した者に対し、下館市名誉市民の称号及び名誉市民章を贈るために議会の議決をえる。	
栃木県	宇都宮市	地方自治法第９６条２項の規定に関する条例	H8.3.1	１．市職員等の賞恤金の授与に関すること ２．水道法第５条の２第２項の規定に基づく協議に対する同意及び第６条第２項の規定による同意に関すること ３．市民憲章の制定及び改廃に関すること ４．姉妹都市の提携に関すること ５．市民の日の制定に関すること ６．平和都市宣言の制定及び改廃に関すること	
	黒磯市	議会の議決すべき事件に関する条例	S45.10.26	黒磯市表彰条例に関すること	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
群馬県	高崎市	市議会の議決すべき事件に関する条例	S26.12.13	1　市長の事務機関の職員中吏員を除く他の職員の定数に関すること。 2　議会の事務局職員の定数に関すること。 3　選挙管理委員会の事務局職員中書記を除く他の職員の定数に関すること。 4　農業委員会の事務局職員の定数に関すること。 5　公平委員会の事務局職員の定数に関すること。 6　固定資産評価補助員の定数に関すること。	
	伊勢崎市	伊勢崎市議会の議決すべき事件を定める条例	H2.6.26	1　都市提携に関すること。 2　都市宣言に関すること。 3　市民憲章に関すること。	
埼玉県	川越市	川越市議会の議決に付すべき事件を定める条例	S24.9.1	1.地方自治法第172条第３項による吏員の外川越市において任免し及び給料を支給する職員の定数に関する事項 2.前号の職員に支給する退職手当に関する事項	従前のこれ等に関する規則、規程でこの条例に抵触しないものは、なお遵由の効力を有するものとする。
	熊谷市	熊谷市名誉市民条例	S33.3.31	名誉市民の推薦に関すること。	
		熊谷市職員退職手当条例	H13.12.27	退職手当の額に関すること。	
		熊谷市商工会館条例	S60.3.30	商工会館の管理の委託に関すること。	
	東松山市	東松山市名誉市民に関する条例	S34.4.10	名誉市民の決定に関すること。	
		東松山市介護サービスオンブズマン条例	H12.9.10	オンブズマンの委嘱、解職に関すること。	
	鴻巣市	鴻巣市名誉市民条例	S52.6.27	名誉市民の決定に当たっての同意に関すること。	
千葉県	銚子市	銚子市議会の議決に附すべき事項を定める条例	S45.3.25	・市民憲章に関すること ・市葬の執行に関すること	
	市川市	市川市議会の議決に附すべき事項を定める条例	S27.3.15	・市立自然公園の区域指定に関すること ・都市締結に関すること	
	館山市	館山市名誉市民条例	S45.1.21	・館山市名誉市民の同意に関すること	
	松戸市	松戸市名誉市民条例	S49.4.1	・市政功労又は文化の進展等につき松戸市の誇りとすべき者に対して、名誉市民の称号を持って報いるために関すること	
	佐倉市	佐倉市名誉市民条例	S43.10.8	・名誉市民の推挙に係る同意に関すること	
		佐倉市個人情報保護条例	H9.3.28	・個人情報保護委員の委嘱に係る同意に関すること	
		佐倉市情報公開条例	H13.3.28	・情報公開審査委員の委嘱にかかる同意に関すること	
	鴨川市	鴨川市議会の議決すべき事件を定める条例	S56.3.13	・市民憲章の制定改廃に関すること	
	四街道市	四街道市議会の議決すべき事件を定める条例	H13.12.27	・基本構想に基づく基本計画を策定することに関すること	
	長生村	長生村議会の議決すべき事件を定める条例	S56.7.1	・村民憲章の改廃に関すること。	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
東京都	八王子市	八王子市名誉市民条例	S26.12.1	名誉市民の選定に関すること	
	三鷹市	三鷹市名誉市民条例	S55.9.29	名誉市民の推挙についての議会の同意	
		三鷹市オンブズマン条例	H12.10.1	総合オンブズマンの委嘱についての議会の同意	
	府中市	府中市名誉市民条例	S33.4.1	名誉市民の選定及び取消しの同意に関すること	
		府中市オンブズパーソン条例	H12.9.26	オンブズパーソンの委嘱の同意に関すること	
	昭島市	地方自治法第９６条の２項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S42.3.27	農業災害による資金借入金損失補償について	
	調布市	調布市名誉市民条例	S55.5.10	名誉市民の推挙に関する同意	
	町田市	町田市表彰条例	H12.4.1	町田市民又は町田市に関係ある個人若しくは団体で道義の高揚、生活の改善、学芸の振興、産業の発達その他公益に関する事業に尽力し、又はこれらに関する公務に協力し、その業績が顕著なもの、その他市長が適当と認める者の議決に関すること。	
		町田市名誉市民条例	H9.7.1	広く社会文化の興隆に貢献した者に対し、その功績と栄誉をたたえてこれを顕彰し、もって町田市における社会文化の進展に資することの同意に関すること。	
	小金井市	小金井市職員の定数に関し地方自治法第９６条２項の規定に基づく議決事項指定に関する条例	S24.8.25	定数に関し法令に定める職員以外の職員で市の予算から支出すべき職員（２か月以内の期間を定めて雇傭される者および兼任者を除く。）の定数に関すること	
	小平市	小平市名誉市民条例	S47.9.13	名誉市民の選定に関する同意	
	清瀬市	清瀬市職員の定数に関し地方自治法第96条第２項の規定に基き議決事項指定に関する条例	S24.8.31	定数に関し法令に定める職員以外の職員で、市の予算から支出すべき職員（２か月以内の期間を定めて雇用される者及び兼任者を除く。）の定数	
	多摩市	多摩市消防委員会条例	S25.10.10	委員の中で市議会議員の者については議会の議決を経て定める。	
神奈川県	横浜市	地方自治法第９６条第２項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	S27.9.15	（１）地方公務員法第８条第５項の規定により人事委員会の喚問する証人の費用弁償に関すること （２）長期にわたる重要事業の計画決定に関すること	
	横須賀市	議会の議決すべき事件に関する条例	S24.9.12	（１）市政功労者を定めること （２）重度心身障害児福祉手当の支給に関すること （３）医療費の助成に関すること （４）交通遺児奨学金の支給に関すること （５）市民憲章の制定又は改廃に関すること	
	鎌倉市	鎌倉市議会の議決すべき事件に関する条例	S24.8.29	（１）本市職員の退職年金又は退職一時金の額を決定すること （２）地方公務員法第８条第５項の規定により公平委員会の喚問する証人の実費弁償に関すること	
	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市名誉市民条例	S40.12.24	茅ヶ崎市名誉市民を決定すること	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
新潟県	三条市	三条市名誉市民条例	S53.4.1	三条市名誉市民の決定に関すること。	
	新発田市	新発田市名誉市民条例	S27.4.1	新発田市名誉市民の称号附与に関すること。	
	見附市	見附市名誉市民条例	S33.12.23	見附市名誉市民の称号に関すること。	
	五泉市	五泉市名誉市民条例	S55.3.18	名誉市民の称号附与に関すること。	
		五泉市参与に関する条例	S32.3.18	市町村の境界変更の後に五泉市に居所を有するに至った者で特別の事情のある者について、市町村の境界変更に伴い市に編入されることとなる区域の議会の議員及び参与であった者のうちから議会の長が参与として委嘱することに関すること。	
石川県	小松市	小松市議会の議決すべき事件を定める条例	S54.12.10	1　併用林道設定協定に関すること。 2　市の木、市の花の制定に関すること。	
山梨県	甲府市	議会の議決すべき事件に関する条例	S36.10.9	・市政功労表彰の決定に関すること。 ・市民憲章の制定に関すること。	
長野県	松本市	松本市名誉市民条例	S39.3.31	名誉市民の決定又は取消しに関すること	
	駒ヶ根市	駒ヶ根市議会の議決に付すべき事件に関する条例	H12.3.9	友好都市の提携に関すること	
岐阜県	大垣市	大垣市功労者表彰条例	S42.7.1	名誉市民，功労章の授与に関すること。	
		大垣市議会委員会条例	H14.12.20	特別委員会の設置，定数に関すること。	
	美濃加茂市	美濃加茂市議会議決事項増加条例	S29.5.29	法令によりその定数を条例をもって規定するものとされているもの以外の職員の定数の設定又は改廃に関すること。	
	土岐市	土岐市功労者表彰条例	H4.6.30	名誉市民の称号を贈り、名誉市民の授与及び功労章の授与に関すること。	
静岡県	沼津市	沼津市名誉市民条例	S35.5.11	名誉市民	
		沼津市教育長の給与及び勤務時時間等に関する条例	S31.12.25	教育長の退職手当の額	
		沼津市特別職の職員の給与に関する条例	S32.10.25	特別職の職員の退職手当の額	
		沼津市税賦課徴収条例	S30.10.5	天災その他特別の事由があるものに対する市民税、固 定資産税の減免	
	伊東市	地方自治法第９６条第２項の規定に基き議会の議決すべき事件を定める条例	S39.3.26	伊東国際観光温泉文化都市建設法第３条第１項の規定による措置に関すること。	
		地方自治法第９６条第２項の規定に基き議会の議決すべき事件を定める条例	S39.3.26	伊東市功労者表彰に関する条例に基く功労者を決定すること。	
愛知県	名古屋市	議決事件指定条例	S26.9.10	名古屋港管理組合設立に伴い、名古屋市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定	
	豊橋市	豊橋市議会の議決すべき事件を定める条例	H10.12.18	姉妹都市提携に関すること	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
愛知県	岡崎市	岡崎市名誉市民条例	S31.4.1	広く社会文化の交流に寄与した市民及び市民であったものに対して、その栄誉をたたえ、功績を顕彰すること	
	豊田市	豊田市名誉市民条例	S35.7.7	・ある者を、豊田市名誉市民に推挙すること。 ・名誉市民を、名誉市民であることを取り消すこと。	
	高浜市	高浜市議会の議決すべき事件を定める条例	H元.6.15	姉妹都市提携	
三重県	四日市市	四日市市議会の議決すべき事件を定める条例	H13.4.1	1　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第１項に規定する地域防災計画の策定及び変更に関すること。 2　水防法（昭和24年法律第193号）第25条に規定する水防計画の策定及び変更に関すること。 3　老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第１項に規定する老人福祉計画及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18第１項に規定する老人保健計画の策定及び変更に関すること。 4　介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第１項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関すること。 5　都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第１項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関すること。	
	鈴鹿市	鈴鹿市議会の議決すべき事項を定める条例	H14.3.11	1　地方公務員法第８条第５項の規定に基づき、公平委員会において喚問した証人に対し、費用弁償の額及び支給方法を定めること。 2　市民憲章の制定等に関すること。 3　各種都市宣言の制定等に関すること。 4　姉妹都市及び友好都市の提携に関すること。	
滋賀県	栗東市	栗東市議会の議決すべき事件に関する条例	S36.3.29	工場誘致に関すること	
大阪府	堺市	堺市名誉市民条例	S46.3.23	名誉市民の選定に関すること。	
	岸和田市	岸和田市有功者表彰条例	S45.6.26	有功者の表彰に同意すること。	
	池田市	池田市表彰条例	S37.10.20	名誉市民賞及び有功賞の表彰に関すること。	
	泉大津市	泉大津市名誉市民条例	H2.12.13	名誉市民の称号に関すること	
	高槻市	高槻市表彰条例	H4.12.22	名誉市民賞、有功者賞を贈ることに関すること	
	貝塚市	貝塚市有功者表彰条例	H11.4.1	本市の公益に関し、顕著な功労のあった者を有功者とすることに関すること	貝塚市有功者表彰並びに待遇条例（S29条例第287号）を全部改正
	守口市	守口市名誉市民条例	H3.12.18	名誉市民の推挙に関すること。	
	枚方市	枚方市名誉市民条例	S43.12.19	名誉市民の称号を贈ることに同意すること。	
	茨木市	茨木市名誉市民表彰条例	S43.11.1	名誉市民の表彰に関すること。	
		茨木市有功者表彰条例	S55.7.4	有功者の表彰に関すること。	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
大阪府	八尾市	八尾市有功者待遇条例	S27.6.30	有功者の推挙	
	富田林市	富田林市表彰条例	S47.3.27	名誉市民賞及び有功賞に関すること。	
	寝屋川市	寝屋川市有功者表彰条例	S59.3.13	有功者の選定に関すること	
	松原市	松原市名誉市民条例	H10.7.10	名誉市民の決定に関すること。 名誉市民の取消に関すること。	
		財産区管理会条例	S45.12.22	財産区管理委員の選任に関すること。	
	大東市	大東市名誉市民条例	S51.10.6	名誉市民の称号を贈り、これを顕彰することに関すること。	
	和泉市	和泉市名誉市民条例	S60.3.27	名誉市民の選定に係る同意に関すること	
	箕面市	箕面市名誉市民表彰条例	S37.4.9	名誉市民の表彰に関すること。	
		箕面市有功者表彰条例	S58.4.1	有功者の決定に関すること。	
	柏原市	柏原市有功者表彰条例	S32.7.9	有功者の表彰推薦に関すること。	
	羽曳野市	羽曳野市名誉市民条例	S43.6.15	名誉市民の称号を贈ることに関すること。	
	門真市	門真市名誉市民条例	S39.3.26	名誉市民を推挙するに当たっての同意に関すること。	
	摂津市	摂津市有功者表彰条例	S41.9.30	有功者表彰に関すること。	
	高石市	高石市名誉市民条例	H8.3.29	名誉市民の同意に関すること。	
	藤井寺市	藤井寺市名誉市民条例	S52.1.6	名誉市民の称号に関すること。	
	東大阪市	東大阪市名誉市民条例	S44.6.16	名誉市民の称号を贈ること。	
	交野市	交野市名誉市民条例	H2.6.28	名誉市民の称号の贈与に関すること。	
	大阪狭山市	大阪狭山市名誉市民条例	S51.6.21	名誉市民の称号を贈ることに関すること。	
兵庫県	姫路市	姫路市名誉市民条例	S33.9.17	名誉市民の決定、名誉市民の公葬、名誉市民の称号の取り消しに関すること。	
	尼崎市	尼崎市名誉市民条例	S41.12.26	名誉市民の称号を贈ることに関すること。	
	西宮市	西宮市議会の議決すべき事件に関する条例	S24.9.29	法令によりその定数を条例で規定するもの以外の職員の定数に関すること。	
	洲本市	洲本市議会の議決すべき事件を定める条例	S56.7.15	併用林道の協定締結に関すること。	
	伊丹市	伊丹市職員退職手当支給条例	H12.12.21	退職手当の増額支給に関すること。	
		伊丹市国民健康保険条例	H14.9.27	国民健康保険特別会計における有価証券及び現金以外の財産の管理方法に関すること。	
	伊丹市	伊丹市農業共済条例	H12.12.21	次に掲げる事項に関すること。 ①事務費の賦課総額及び賦課単価 ②農作物共済及び園芸施設共済無事戻金 ③農作物剰余金配分額 ④特別積立金の法９５条又は９６条の損害防止費用への充当 ⑤特別積立金の共済事業に必要な農林水産大臣の定める費用への充当	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
兵庫県	加古川市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S29.8.17	次に掲げる職員の定数に関すること。 ①市長の事務部局に属する嘱託員、雇員及び傭人 ②議会の事務局に属する事務局長、書記、嘱託員、雇員及び傭人 ③選挙管理委員会の事務部局に属する嘱託員、雇員及び傭人 ④監査委員の事務部局に属する嘱託員、雇員及び傭人 ⑤教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の事務部局に属する嘱託員、雇員及び傭人 ⑥農業委員会の事務部局の嘱託員、雇員及び傭人 ⑦公平委員会の事務部局の嘱託員、雇員及び傭人 ⑧消防吏員以外の消防職員	
	川西市	川西市功労者表彰条例	S39.6.9	功労者に対する表彰に関すること。	
		川西市農業共済条例	H13.4.1	①農業共済事業事務費の賦課総額及び賦課単価を定めることに関すること。 ②農作物共済（水稲）加入者に対する水稲無事もどし金の交付に関すること。	
	三田市	三田市名誉市民条例	H5.4.1	名誉市民の決定、称号の取消しに関すること。	
		三田市農業共済条例	H14.1.9	賦課総額及び賦課単価の決定、無事戻し金の決定、損害評価会委員の決定等に関すること。	
		三田市議会委員会条例	H15.4.1	特別委員会の設置、定数の決定に関すること。	
和歌山県	和歌山市	和歌山市議会の議決すべき事件を定める条例	S41.10.12	(1)名誉市民に関すること。 (2)市民憲章に関すること。 (3)心身障害児福祉年金に関すること。 (4)児童手当に関すること。 (5)老人医療費の助成に関すること。 (6)乳幼児医療費の助成に関すること。 (7)姉妹都市等としての提携に関すること。 (8)重度心身障害児者医療費の助成に関すること。 (9)母子家庭医療費の助成に関すること。	
	海南市	海南市議会の議決すべき事件を定める条例	S54.12.22	・市民憲章に関すること	
	橋本市	橋本市議会の議決すべき事項を定める条例	S60.10.12	(1)橋本市民憲章の制定及び橋本市の花と木の選定に関すること。 (2)姉妹都市としての提携に関すること。 (3)友好都市としての提携に関すること。	
	御坊市	御坊市議会の議決すべき事件を定める条例	S53.12.13	市民憲章に関すること。	
	田辺市	議決すべき事項を定める条例	S37.7.19	1　市の機関の依頼に応じて、公務旅行をした者に対する費用弁償を定める事項 2　和歌山県漁協信用事業統合促進事業に係る損失補償に関する事項	
	新宮市	新宮市議会の議決すべき事件を定める条例	S49.12.26	姉妹都市としての提携に関すること。	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
鳥取県	鳥取市	鳥取市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例	S29.10.2	・賦課金の賦課の基準並びにその徴収の時期及び方法に関すること。	
		鳥取市表彰条例	S37.4.2	・特別功労表彰に関すること。	
		鳥取市名誉市民に関する条例	S42.4.1	・名誉市民の選考に関すること。	
	米子市	米子市名誉市民に関する条例	S36.3.29	・名誉市民の決定に関すること。	
		米子市表彰条例	S43.2.10	・特別功労者及び功労者の表彰に関すること。	
島根県	益田市	益田市行政情報公開条例	H12.1.1	行政情報公開不服審査会委員の任命の同意	
岡山県	岡山市	市議会の議決すべき事件に関する条例	S27.11.29	港湾法に基づく地方港湾の港湾区域の変更及び管理の廃止に関すること	
	井原市	井原市議会の議決事件を指定する条例	S57.7.6	１．１件 １００万円以上の出資及び出損金 ２．認定市道以外の道路及び用悪水路の供用廃止 ３．県営事業の市請 ４．友好親善都市縁組	
	高梁市	高梁市議会の議決すべき事件の指定に関する条例	S31.12.25	財政再建計画に関すること	
	備前市	備前市名誉市民条例	S46.4.1	名誉市民の選定、取消	
		備前市三石財産区管理条例	S46.7.1	財産区管理委員の選定	
	備前市	備前市情報公開条例	H15.10.1	備前市情報公開及び個人情報保護審査会委員の委嘱	
広島県	広島市	議会の議決すべき事件に関する条例	S29.7.1	１消防職員のうち吏員を除く他の職員の定数を定めること ２退職手当に関すること	
	呉市	呉市議会の議決すべき事件に関する条例	S26.12.19	地方公務員法第８条第５項の規定に基づき，公平委員会が職権で喚問した証人の宿泊料，旅費及び日当の額を定めること。	
	三原市	議会の議決すべき事件に関する条例	S27.3.1	１雇傭人及び嘱託員の定数を定めること ２議会の職員の定数を定めること ３学校その他の教育機関の職員の定数を定めること ４消防職員の定数を定めること	
山口県	下関市	下関市名誉市民条例	H8.12.24	名誉市民選定の同意	
	萩市	萩市名誉市民条例	S36.5.8	名誉市民の顕彰碑を建立すること 名誉市民が死亡した場合に市公葬を行うこと 名誉市民の推挙（市議会の同意） 名誉市民の称号の取消し（市議会の同意）	
徳島県	鳴門市	鳴門市農業共済条例	S40.4.1	農業共済事業の事務費賦課について 農作物（水稲）の無事戻し金について	平成１５．４．１廃止
香川県	観音寺市	観音寺市議会の議決事項指定条例	S31.2.28	(1)職員の定数に関する事項。但し、法令によりその定数について条例をもって規定するものとされているものを除く。 (2)職員の分限に関する事項 (3)職員の退職手当に関する事項	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
愛媛県	北条市	北条市名誉市民条例	S54.6.26	郷土の発展、産業文化の向上に挺身し、卓絶した功績のあった者について名誉市民として顕彰することに関すること。	
高知県	高知市	高知市名誉市民条例	H7.7.15	高知市名誉市民の称号を贈る者は、市長が議会の同意を得て定める。	
	土佐市	土佐市名誉市民条例	S47.3.28	名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定し、名誉市民章をおくるとともにその事績を公表して顕彰する。	
福岡県	福岡市	地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例	S35.4.11	1．地方自治法第221条第3項の法人に対する出資及び市が出資することにより当該法人が同法同条同項の法人となる当該出資に関すること。 2．公有水面の埋立てをする権利を譲渡すること。	
	田川市	田川市議会の議決に付すべき事件に関する条例	S46.3.15	貸債による借入金の貸付契約に関すること。	
	太宰府市	太宰府市議会の議決すべき事件を定める条例	S41.11.4	1．水道用水として取水するためにの水利権者との契約に関することで必要と認められるもの。 2．宅地造成事業実施に伴う事業者との契約に関することで必要と認められるもの。 3．都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条の都市施設で計画決定及び変更に関することで必要と認められるもの。 4．都市計画法第12条の市街地開発事業の決定及び変更に関することで必要と認められるもの。	
佐賀県	鳥栖市	鳥栖市固定資産評価委員及び固定資産評価補助員の設置等に関する条例	S55.11.22	固定資産評価員の設置に関すること	
		鳥栖市天災による被害農林業者等に対する資金の融通に伴う利子補給及び損害補償条例	S55.11.22	融資額の限度、利子補給及び損失補償の限度に関すること	
		鳥栖市名誉市民条例	S62.3.30	名誉市民選定の同意に関すること	
	伊万里市	伊万里市議会の議決すべき事件に関する条例	S29.5.31	（1）市長の権限に属する雇用人の定数を定めること （2）市長の権限に属せざる市の経費支弁に係る職員の定数を定めること	
	七山村	七山村議会の議決事項を定める条例	S46.10.18	七山村が管理する道路を併用林道に認定すること	
長崎県	長崎市	長崎市議会の議決すべき事件を定める条例	H6.12.22	（1）市民憲章を制定し、又は改廃すること。 （2）姉妹都市の提携に関すること。	
	諫早市	諫早市名誉市民条例	S49.6.20	名誉市民の選定に関すること。	
		諫早市農業集落及び漁業集落の排水処理施設の整備等に関する条例	H6.1.5	排水処理施設の整備計画の概要の作成に関すること。	

都道府県名	市町村名	条例の名称	施行年月日	議決すべき事件	備考
長崎県	大村市	議会の議決すべき事件を定める条例	S29.10.1	(1) 地方公務員法第８条第５項の規定に基づき公平委員会に喚問した証人に対する実費弁償について、その額及び支給方法を定めること。 (2) 地方税法第４３３条第３項の規定に基づき、固定資産評価審査委員会に出席した関係者に対する実費弁償について、その額及び支給方法を定めること。	
熊本県	熊本市	地方自治法第９６条第２項の規定により議会の議決すべき事件を指定する条例	H6.4.1	人事委員会が喚問する証人の実費弁償	
	山鹿市	山鹿市議会の議決すべき事件を定める条例	S39.1.30 (最終改正S49.10.1)	市役所の位置を変更するに当たり、その予定地を定めること。	
大分県	大分市	大分市常勤特別職の退職手当支給条例	S62.7.20	常勤特別職の退職手当の額に関すること	
		大分市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務時間その他の勤務条件に関する条例	S62.7.20	教育長の退職手当の額に関すること	
		大分市名誉市民条例	S38.3.10	名誉市民の推挙、特典及び待遇に関すること	
	竹田市	自治法96条第2項の規定による議会の議決すべき事項に関する条例	S53.7.13	併用林道の認定に関すること。	
宮崎県	日南市	日南市名誉市民条例	H13.9.25	日南市名誉市民の同意を求めることについて	
	小林市	議会の議決事件に関する条例	H5.10.5	小林市高齢者保健福祉計画	
		小林市情報公開条例	H13.4.1	情報公開審査会委員の委嘱（議会の同意）	
		小林市名誉市民条例	S45.10.1	名誉市民の決定	
鹿児島県	川内市	川内市議会の議決すべき事項を定める条例	S56.4.1	水道法に基づく水道の布設の決定に関すること	

32 地方議会における公聴会及び参考人制度の実施状況

	公聴会			参考人制度					
	都道府県	市	町村	都道府県		市		町村	
	団体数	団体数	団体数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
平成11年	—	3	6	17	31	80	195	93	160
平成12年	—	5	5	19	64	94	195	94	167
平成13年	—	2	6	22	80	108	222	146	233
平成14年	—	6	4	23	97	100	233	128	211
平成15年	—	0	2	21	82	91	209	129	224

※参考人制度の「件数」欄については、都道府県にあっては委員会ごとの件数、市・町村にあっては事件ごとの件数を記載している。

資料：「都道府県議会における議会改革に関する取組状況」（全国都道府県議会議長会）
「市議会の活動に関する実態調査結果」（全国市議会議長会）
「町村議会実態調査結果の概要」（全国町村議会議長会）

33　長の不信任議決に関する調
【平成11年4月1日～平成15年3月31日】

団体	不信任案を上程した件数	議決の結果		議決後の状況			議会解散後の状況			
		可決	否決	議会解散	再議	失職	再度不信任案上程		上程しなかったもの	解散後又は選挙後、長において辞職したもの
							可決	否決		
都道府県	3	2	1	0	0	2	0	0	0	0
市町村	25	6	19	6	0	0	3	1	1	1
合計	28	8	20	6	0	2	3	1	1	1

資料：地方自治月報第53号（総務省）

34　長の再議等に関する調
【平成11年4月1日～平成15年3月31日】

1　長の一般的拒否権に基づく再議事項（法176Ⅰ）

団体	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
都道府県	1	0	0	0	1
市町村	30	7	6	2	15
合計	31	7	6	2	16

2　違法議決に対する長の再議事項（法176Ⅳ）

団体	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
都道府県	0	0	0	0	0
市町村	10	0	7	1	2
合計	10	0	7	1	2

3　長の執行不能と認める再議事項（法177）

①第1項の再議事項　　該当団体なし

②第2項の再議事項

団体	再議に付した件数	再議の結果			
		当該事件が不成立に終わったもの	前の議決どおり再議決したもの	修正議決したもの	長の再議を認めたもの
都道府県	0	0	0	0	0
市町村	10	1	7	1	1
合計	10	1	7	1	1

資料：地方自治月報第53号（総務省）

35 専決処分(地方自治法第179条)の件数

区分	専決処分件数	平均件数(件数／年)	事件別				態様別	
			条例	予算	契約	その他	議会を招集する暇がないとき	その他
都道府県	347	7.4	75	95	3	174	347	0
市	4,964	7.2	—	—	—	—	—	—
町村	18,095	7.5	6,945	9,509	238	1,403	17,434	661
合計	23,406	7.5	—	—	—	—	—	—

(注)都道府県においては平成14年1月1日～平成14年12月31日、
市町村にあっては平成15年1月1日～平成15年12月31日の件数である。

資料:全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、町村議会議長会

参考4

参照条文・行政実例等

（目　次）

○　公民権行使の保障 …… 1

○　職業公務員の兼職制限等に関する規定 …… 1

○　議員の法的地位 …… 3

○　議員定数 …… 3

○　議決事件 …… 6

○　委員会の議案提案権 …… 7

○　附属機関の設置 …… 7

○　常任委員会への議員の所属制限の撤廃 …… 8

○　議長による委員会委員の選任の特例 …… 8

○　会議の公開 …… 10

○　議会事務局の機能の明確化 …… 10

○　専決処分 …… 10

○　議会の招集権 …… 10

○　公民権行使の保障

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抄）

（公民権行使の保障）

第七条　使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、拒んではならない。但し、権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、請求された時刻を変更することができる。

○　職業公務員の兼職制限等に関する規定

国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）（抄）

第三十九条　議員は、内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。以下同じ。）、大臣政務官（長官政務官を含む。以下同じ。）及び別に法律で定めた場合を除いては、その任期中国又は地方公共団体の公務員と兼ねることができない。ただし、両議院一致の議決に基づき、その任期中内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これらに準ずる職に就く場合は、この限りでない。

国家公務員法（昭和二十二年十月二十一日法律第百二十号）（抄）

（政治的行為の制限）

第百二条　職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

②　職員は、公選による公職の候補者となることができない。

（以下略）

地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）（抄）

（政治的行為の制限）

第三十六条　職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2　職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域（当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項 の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域）外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

一　公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

二　署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

三　寄附金その他の金品の募集に関与すること。

四　文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎（特定地方独立行政法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用させること。

五　前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3　何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をな

し、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4　職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5　本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）（抄）

（公務員の立候補制限）

第八十九条　国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（特定独立行政法人、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）は、この限りでない。

一　内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣（法律で国務大臣をもつてその長に充てることと定められている各庁の副長官を含む。及び大臣政務官（長官政務官を含む。）

二　技術者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの

三　専務として委員、顧問、参与、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの

四　消防団長その他の消防団員（常勤の者を除く。）及び水防団長その他の水防団員（常勤の者を除く。）

五　地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で、政令で指定するもの

2　衆議院議員の任期満了による総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中その選挙における公職の候補者となることができる。地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙が行われる場合において当該議員又は長がその選挙における公職の候補者となる場合も、また同様とする。

3　第一項本文の規定は、同項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる者並びに前項に規定する者がその職に伴い兼ねている国若しくは地方公共団体の公務員又は特定独立行政法人、特定地方独立行政法人若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員たる地位に影響を及ぼすものではない。

公職選挙法施行令（昭和二十五年四月二十日政令第八十九号）（抄）

（立候補できる公務員）

第九十条　法第八十九条第一項第二号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）附則第五項に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員とする。

2　法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、予備自衛官（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十条第三項の規定により自衛官となつている者を含む。）、即応予備自衛官（同法第七十五条の四第三項の規定により自衛官となつている者を含む。）及び予備自衛官補並びに臨時又は非常勤の国若しくは地方公共団体の公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する短時間勤務の官職、国会職員法（昭和二十二年法律

第八十五号）第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職、自衛隊法第四十四条の五第一項 に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法 （昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項 に規定する特定独立行政法人をいう。）、特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法 （平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下この条において同じ。）若しくは日本郵政公社の役員若しくは職員（国家公務員法第八十一条の五第一項 に規定する短時間勤務の官職又は地方公務員法第二十八条の五第一項 に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。）で次に掲げる者とする。

一　委員長及び委員の名称を有する職にある者で別表第二に掲げる者以外の者

二　顧問、参与、会長、副会長、会員、評議員、専門調査員、審査員、報告員及び観測員の名称を有する職にある者並びに統計調査員、仲介員、保護司及び参与員の職にある者

三　前二号に該当する者以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の嘱託員

3　法第八十九条第一項第五号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、地方公営企業等の労働関係に関する法律第三条第一号に規定する地方公営企業に従事する職員又は特定地方独立行政法人の職員で、課長又はこれに相当する職以上の主たる事務所における職に在る者以外の者とする。

4　地方公共団体の組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長は、その在職中、当該組合の議会の議員又は管理者の選挙に立候補することを妨げない。地方公共団体の組合の議会の議員又は管理者が、その在職中、当該組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に立候補しようとする場合においても、また、同様とする。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔兼職の禁止〕

第九十二条　普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

②　普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法 （昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

○　議員の法的地位

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員〕

第三条　地方公務員（地方公共団体及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項 に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）のすべての公務員をいう。以下同じ。）の職は、一般職と特別職とに分ける。

2　一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3　特別職は、次に掲げる職とする。

一　就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

（以下略）

○　議員定数

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔都道府県議会の議員定数〕

第九十条　都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 都道府県の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数（都にあつては、特別区の存する区域の人口を百万人で除して得た数を当該各号に定める数に加えた数（その数が百三十人を超える場合にあつては、百三十人））を超えない範囲内で定めなければならない。

一 人口七十五万未満の都道府県 四十人

二 人口七十五万以上百万未満の都道府県 人口七十万を超える数が五万を増すごとに一人を四十人に加えた数

三 人口百万以上の都道府県 人口九十三万を超える数が七万を増すごとに一人を四十五人に加えた数（その数が百二十人を超える場合にあつては、百二十人）

③ 第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた都道府県においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

④ 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

（以下略）

〔市町村議会の議員の定数〕

第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

② 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一 人口二千未満の町村 十二人

二 人口二千以上五千未満の町村 十四人

三 人口五千以上一万未満の町村 十八人

四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人

五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人

六 人口五万以上十万未満の市 三十人

七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人

八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人

九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人

十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人

十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあつては、九十六人）

③ 第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

④ 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

⑤ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。

⑥ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を超えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。

⑦ 第七条第一項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

⑧ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたと

きは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
⑨　前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。
⑩　第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年五月二十六日法律第五十九号）（抄）

（議会の議員の定数に関する特例）

第八条　新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十六条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下この項において「旧定数」という。）に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下この条及び次条第一項において「編入合併特例定数」という。）をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3　前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4　第二項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第三項」と、同法第百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例等に関する法律第八条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（同法第二条第一項に規定する市町村の合併をいう。）の日」とする。

5　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とすることができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6　第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7　第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例等に関する法律第八条第六項において準用する同条第三項」とする。

8　第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を

告示しなければならない。

（議会の議員の在任に関する特例）

第九条　市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなったときは、この限りでない。

一　新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二　他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2　前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3　前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4　第一項又は前項において準用する前条第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

○　議決事件

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔議決事件〕

第九十六条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一　条例を設け又は改廃すること。

二　予算を定めること。

三　決算を認定すること。

四　法律又はこれに基く政令に規定するものを除く外、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

五　その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

六　条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

七　財産を信託すること。

八　前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

九　負担附きの寄附又は贈与を受けること。

十　法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一　条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二　普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項 に規定する処分又は同条第三項 に規定する裁決をいう。以下本号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項 （同法第三十八条第一項 （同法第四十三

条第二項 において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項 において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下本号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

十三　法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四　普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整に関すること。

十五　その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

②　前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

〔地方公共団体の法人格とその事務〕

第二条　（略）

④　市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における　総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

（以下略）

○　委員会の議案提案権

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔議員の議案提出権〕

第百十二条　普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。但し、予算については、この限りでない。

②　前項の規定により議案を提出するに当たつては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。

③　第一項の規定による議案の提出は、文書を以てこれをしなければならない。

〔担任事務〕

第百四十九条　普通地方公共団体の長は、概ね左に掲げる事務を担任する。

一　普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

（以下略）

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（抄）

第五十条の二　委員会は、その所管に属する事項に関し、法律案を提出することができる。

②　前項の法律案については、委員長をもつて提出者とする。

○　附属機関の設置

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔常任委員会〕

第百九条　（略）

④　常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑤　常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため

必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
（以下略）

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕
第百三十八条の四　（略）
③　普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

〔給与等の支給制限〕
第二百四条の二　普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基く条例に基かずには、これを第二百三条第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

○　常任委員会への議員の所属制限の撤廃

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）
〔常任委員会〕
第百九条　（略）
②　議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中在任する。
（以下略）

参議院規則（昭和二十二年六月二十八日参議院議定）（抄）
〔常任委員兼業の制限〕
第七十四条の二　議員は、同時に二箇を超える常任委員となることができない。二箇の常任委員となる場合には、その一箇は、国会法第四十二条第三項の場合を除き、国家基本政策委員、予算委員、決算委員、行政監視委員、議院運営委員又は懲罰委員に限る。

議員は一箇の常任委員とした理由

問　議員は一箇の常任委員とした理由如何。
答　委員は所属委員会の案件を専門的に掘り下げて審査することを一つの使命としており、これに相応するすることが適当であるとすることと同時に議員が二箇以上の委員を兼ねることとなれば一委員会の委員数が多くなるのみではなく各委員会が同時に審議を行うことができなくなり、委員会制度の本来の趣旨であるところの手分けして能率的且つ専門的審議を行うことに反する結果となる。かたがた、委員会の数の最高限を法定して議会運営の合理化を図る趣旨を貫くならば、委員の所属数を一に限定しなければ、無意味になり、若し、二箇以上兼ねさせ広く議員の審議勉強を可能ならしめる必要がありとすれば、寧ろ委員会回数を少なくしてその所掌事項を広くすべきであるからである。

出典：改正地方制度資料　第１２部

○　議長による委員会委員の選任の特例

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）
〔常任委員会〕
第百九条　（略）
②　議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定がある場合を除く外、議員の任期中

在任する。
（以下略）

〔議会運営委員会〕
第百九条の二　（略）
② 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。
（以下略）

〔特別委員会〕
第百十条　（略）
② 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
（以下略）

行政実例（昭和二十八年三月十三日）
問１　常任委員会条例で「常任委員の選任は議長の指名による」旨の規定を設け、常任委員の選任を議長の専権とすることができるか。
２　１が差し支えないとする場合は、常任委員が欠員のとき議長は何時でも指名して常任委員を選任して差し支えないか。
答１　法律上は可能であると解されるが、第１０９条第２項の文言の趣旨からも適当でないと解する。
２　１により承知されたい。

国会法（昭和二十二年四月三十日法律第七十九号）（抄）
第四十二条　常任委員は、会期の始めに議院において選任し、議員の任期中その任にあるものとする。
②・③　（略）
第四十六条　常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により、これを各会派に割り当て選任する。
②　（略）

衆議院規則（昭和二十二年六月二十八日衆議院議定）（抄）
第三十七条　委員の選任は、すべて議長の指名による。
第三十九条　（略）
２　委員がその任を辞そうとするときは、理由を附し、その委員長を経由して、議長の許可を得なければならない。
第四十条　委員に欠員を生じたときは、その補欠は議長の指名による。

参議院規則（昭和二十二年六月二十八日参議院議定）（抄）
第三十条　委員の選任は、すべて議長の指名による。
２　委員の辞任は議長がこれを許可する。

衆議院先例（抄）
一三　委員の選任は、割当数に基づいて各会派から申し出た者について、議長の指名によって行う。
一四　委員の辞任は、その所属会派からの申出により、委員長を経由して、議長の許可を得るのを例とする。

参議院先例（抄）
九　常任委員及び特別委員は、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て、議院の会議において選任する。

○　会議の公開

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔議事の公開の原則及び秘密会〕

第百十五条　普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員三人以上の発議により、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

②　前項但書の議長又は議員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない

○　議会事務局の機能の明確化

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔事務局の設置及び議会の職員〕

第百三十八条　都道府県の議会に事務局を置く。

②　市町村の議会に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

③　事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

④　事務局を置かない市町村の議会に書記長、書記その他の職員を置く。但し、町村においては、書記長を置かないことができる。

⑤　事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。

⑥　事務局長、書記長、書記その他の常勤の職員の定数は、条例でこれを定める。但し、臨時の職については、この限りでない。

⑦　事務局長及び書記長は、議長の命を受け議会の庶務を掌理する。

⑧　書記その他の職員は、上司の指揮を受け議会の庶務に従事する。

⑨　事務局長、書記長、書記その他の職員に関する任用、職階制、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、福祉及び利益の保護その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法 の定めるところによる。

○　専決処分

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔長の専決処分〕

第百七十九条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第百十三条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

②　議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

③　前二項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

〔議会の委任による専決処分〕

第百八十条　普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

②　前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○　議会の招集権

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抄）

〔招集〕

第百一条　普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。議

員定数の四分の一以上の者から会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があるときは、当該普通地方公共団体の長は、これを招集しなければならない。

② 招集は、開会の日前、都道府県及び市にあつては七日、町村にあつては三日までにこれを告示しなければならない。但し、急施を要する場合は、この限りでない。

臨時会招集請求の付議事件（平一一、七、二三行政課長内かん）

臨時会の招集の請求に当たっては、会議に付議すべき事件を示して行うこととされているが、法第九八条第一項の権限に基づき執行機関の報告を求めて招集を請求する場合もこれに該当するので、十分留意すること。

三議長会共通資料

三議長会共通資料

1　議員定数の現状

2　報酬月額の現状

3　常任委員会の設置状況

4　議会費及び議会事務局職員数の状況

5　ホームページ等による公開状況

6　男女別議員数の状況

1　議員定数の現状

地方議会の議員数(議員定数)は、平成11年(63,223人)、平成15年(60,385人)。減員数は、平成11年(22,460人)、平成15年(16,793人)。減員率は平成11年(26.2%)、平成15年(21.8%)。

各地方議会が自主的に、議員数を減員する傾向にある。

団体名	都道府県議会議員		市議会議員		町村議会議員		合　計	
年　次	平成11年	平成15年	平成11年	平成15年	平成11年	平成15年	平成11年	平成15年
団体数	47	47	694 市　671 区　23	702 市　679 区　23	2,558	2,508	3,299	3,257
上限数 (人) A	3,101	3,106	25,580 市 24,502 区 1,078	22,740 市 21,740 区 1,000	57,002	51,332	85,683	77,178
議員定数 (人) B	2,910	2,874	19,636 市 18,663 区　973	19,370 市 18,439 区　931	40,677	38,141	63,223	60,385
減員数 (人) C=A-B	191	232	5,944 市　5,839 区　105	3,370 市　3,301 区　69	16,325	13,191	22,460	16,793
減員率 (%) C/A×100	6.2%	7.5%	23.2%	14.8%	28.6%	25.7%	26.2%	21.8%

資料数値　全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会調査

注) 1　平成11・15年の調査月は、都道府県議会議長会、町村議会議長会は7月1日現在。市議会議長会は12月31日現在。

2　市区議会議員の議員定数には、合併特例法の適用市22市を含む。

3　平成11年の上限数は法定定数である。

2　報酬月額の現状

地方議会議員の報酬月額の平成 11 年、15 年の平均は、都道府県議会が（84.2 万円、82.5 万円）、市議会は指定市（91.1 万円、86.8 万円）・一般市（42.6 万円、43.7 万円）、町村議会が（21.7 万円、21.6 万円）となっている。

		平成１１年	平成１５年
都道府県議会	団体数	４７	４７
	月額（平均）	８４．２万円	８２．５万円
市議会	団体数	指定市１２	指定市１３
	月額（平均）	９１．１万円	８６．８万円
	団体数	全市６７０	全市７０２
	月額（平均）	４２．６万円	４３．７万円
町村議会	団体数	２，５５８	２，５０８
	月額（平均）	２１．７万円	２１．６万円

資料数値　全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会調査

注）平成 11・15 年の調査月について、都道府県議会議長会は４月１日現在。町村議会議長会は７月１日現在。市議会議長会は 12 月 31 日現在。なお、市議会における平成 15 年一般市は 23 特別区を除いている。

3　常任委員会の設置状況

(1)　全団体数に対する設置率

団体名	平成11年		平成15年	
	団体数	割合	団体数	割合
都道府県議会	47都道府県 (47都道府県)	100%	47都道府県 (47都道府県)	100%
市議会	670 (670市)	100%	686市 (686市)	100%
町村議会	2422町村 (2558町村)	94.7%	2494町村 (2508町村)	99.4%

注)　団体数の下段(　)内は全団体数である。

(2)　平成15年の設置数

	委員会数	1委員会	2委員会	3委員会	4委員会	5委員会	6委員会	7委員会	8委員会	9委員会	未設置
都道府県議会	団体数 (47)				10	6	21	2	7	1	
	構成比 (%)				21.3	12.8	44.7	4.2	14.9	2.1	
市議会	団体数 (686)		11	292	341	26	15		1		
	構成比 (%)		1.6	42.6	49.7	3.8	2.2		0.1		
町村議会	団体数 (2,508)	4	1,035	1,371	84						14
	構成比 (%)	0.2	41.3	54.7	3.3						0.5

(3)　平均設置数

団体名	平成11年	平成15年
都道府県議会	5.9	5.9
市議会	3.8	3.6
町村議会	2.7	2.6

(4)　年間活動日数(平成15年)

団体名	委員会数	日数
名古屋市	6委員会	255日
川崎市	5委員会	202日
渋谷区	4委員会	158日
横浜市	8委員会	150日
鹿児島市	5委員会	144日

4　議会費及び議会事務局職員数の状況

(1)　議会費（平成15年度決算）

	議　会　費	歳 出 合 計	歳出に占める議会費の割合(%)
都道府県議会	８４８億円	４８兆９，１７０億円	0.17%
市　議　会	２，６０２億円	３７兆３，６４０億円	0.70%
町 村 議 会	２，１２６億円	１７兆９，５０５億円	1.18%
合　計	５，５７６億円	１０４兆２，３１５億円	0.53%

注）一般会計ベース

資料数値　全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会調査

(2)　議会事務局職員数

(平成15年4月1日現在)

団　体　名 (団　体　数)	条例定数	現職員数	平均人数
都道府県議会 (47都道府県)	２，１１７人	１，９８３人	４２．１人
市議会　(注1) (697市)	６，７６５人	６，３３６人	９．０人
町村議会　(注2) (2,485町村)	５，７７２人	５，３９１人	２．１人

資料数値　全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会調査

(注1)　条例定数については、長野市が「市長部局に含まれる」、墨田区、豊島区、江戸川区が「定めなし」という回答であったため、集計に含めていない。そのため、条例定数は697市の合計となっている。

(注2)　23団体は議会事務局が未設置となっている。町村議会は平成15年7月1日現在。

5　ホームページ等による公開状況

都道府県議会 （４７都道府県）	ホームページ	４７
	放送（モニターテレビ等）	３３
	会議録検索システム	４５
市　議　会 （７０１市）	ホームページ	６４９
	放送（モニターテレビ等）	５９６
	会議録検索システム	４５０
町 村 議 会 （２５０８町村）	ホームページ	１，２４０
	放送（モニターテレビ等）	７０２
	会議録（速記・テープ等）	２，４６４

注）都道府県議会は平成１６年７月１日現在調査。市議会は平成１５年調査。
　　町村議会は平成１５年７月調査。

6　男女別議員数の状況

		平成１１年	平成１５年
都道府県議会	男性	2,749 (94.6%)	2,676 (93.3%)
	女性	158 (5.4%)	192 (6.7%)
	小計	2,907	2,868
市議会	男性	17,957 (91.6%)	16,931 (88.7%)
	女性	1,656 (8.4%)	2,165 (11.3%)
	小計	19,613	19,096
町村議会	男性	38,504 (95.9%)	35,575 (94.5%)
	女性	1,649 (4.1%)	2,060 (5.5%)
	小計	40,153	37,635
合計	男性	59,210 (94.5%)	55,182 (92.6%)
	女性	3,463 (5.5%)	4,417 (7.4%)
	総計	62,673	59,599

注）都道府県議会議員、町村議会議員数は７月１日現在、市議会議員数は３月３１日現在